

出産育児一時金等の医療機関等への直接支払い制度 助産所における実態と問題点

社団法人日本助産師会

毛利多恵子

助産所とは

- 医療法で規定される機関であり、妊婦・産婦・じよく婦10人以上の入所施設を有してはならない
- 助産師が管理責任者
- 緊急時の手当ては法的に認められている
 - * 保健師助産師看護師法 第38条
- 嘱託医と嘱託医療機関を定めなければならない

全国の助産所数 788か所

* 衛生行政報告例 平成20年末助産所開設者数

分娩を取り扱う助産所数 425か所

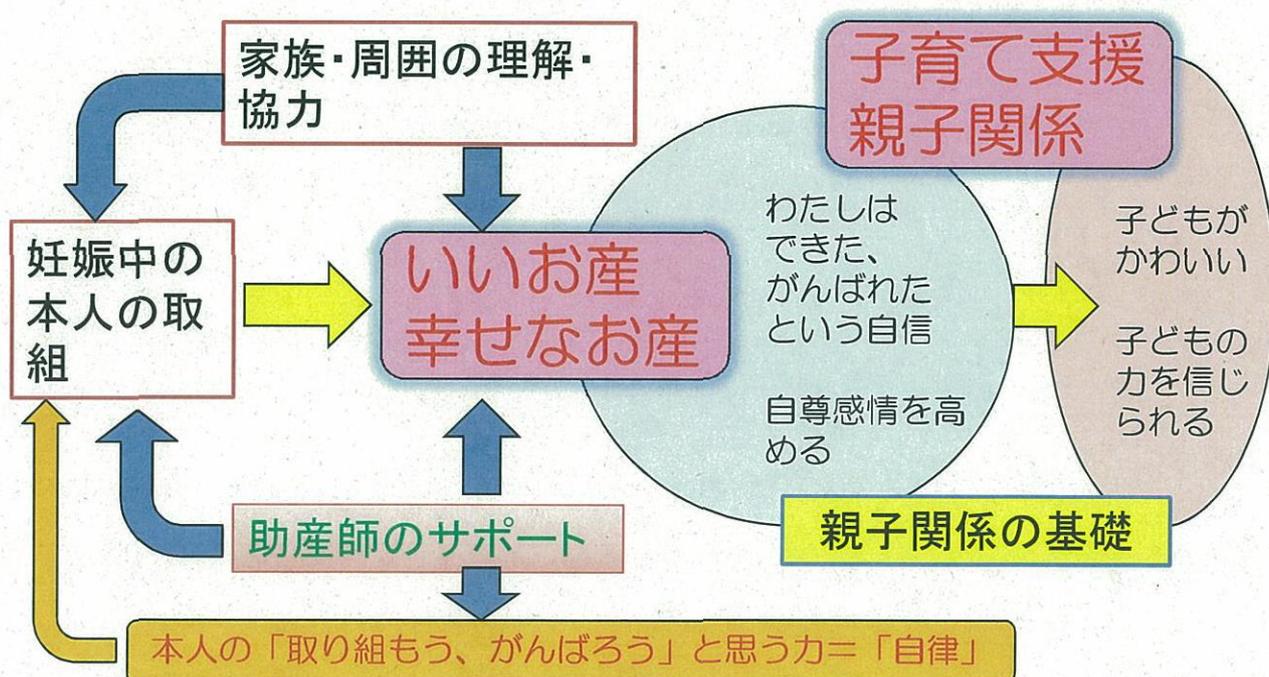
* 日本助産師会員で分娩を取り扱う助産所の数(平成22年2月25日現在)

自宅出産と助産所出産の割合は1.1%(12,496件)(平成20年)

助産所の存在意義

- ・きめこまやかな日常生活のケアによって、お産を幸せなものに導き、親になることを支援する役割を担っている。
- ・ケアの質に関して評価が高く、満足度は高い。
- ・子ども・子育て応援プランにおける「いいお産の普及」や「虐待防止対策」等、助産所の果たす役割は大きい。
- ・助産所の効果的な機能を病院にも取り入れた「院内助産所」の開設など、本来、助産師が果たすべき役割が注目されている。

「いいお産・幸せなお産」が作る 良い循環



出産育児一時金等直接支払制度に関する
緊急調査結果
平成22年2月25日実施：制度開始後5か月

対象：日本助産師会員で分娩を取り扱う助産所
425か所

回収率：58.6%（249か所）

1) 施設の規模

年間分娩数が60件未満の施設 73%

60件以上の施設 16%

→ 助産所は小規模事業者である。

2) 直接支払い制度の利用率

84.4%（登録しているが未利用も含む）

出産育児一時金等直接支払制度に関する
緊急調査結果
平成22年2月25日実施：制度開始後5か月

3) 良かった点

妊婦側

立て替え払いをしなくてよいので楽

保険証と合意書だけで使用できるので楽

助産所側

確実に入金される

未払いがなくなった

産婦の負担感が少ないためコストの説明がしやすい

請求しやすい

出産育児一時金等直接支払制度に関する
緊急調査結果
平成22年2月25日実施：制度開始後5か月

4) 困った点

- ・事務手続きが煩雑であり負担が増す 53.8%
 - 事務員を雇用し経費が増えた
 - 3つの制度の事務作業が重なり煩雑
- * 直接支払制度、妊婦健診公費負担の補助券等、
産科医療補償制度
- ・現金収入が2カ月なく困る 42.2%
 - スタッフの報酬が支払えない 14.5%
 - 常勤をパートにした
- ・未収入金が課税対象となる 23.7%

* 嘱託医がこの制度により影響を受けている 16.5%

出産育児一時金等直接支払制度に関する
緊急調査結果
平成22年2月25日実施：制度開始後5か月

5) 融資について

- 運転資金に困り融資を受けた 7.6%
 - (内訳) 親族 42%
 - 銀行 10%
 - 福祉医療機構申請中 1件 ほか
- 貸付を受ける困難さ: 手続きが大変(連帯保証人) 10%
- 貸付利率の問題:
 - なぜ制度が変わり借金をしなければならないのか?
 - そのための利率をなぜ助産師が負担しなければならないのか?

まとめ

- 妊産婦にとって負担のない方法をとることは賛成。
- 助産所においては、分娩件数が多く、助産師スタッフを多く雇う助産所の方が経営的打撃が大きかった。
- 制度見直しにあたっては、分娩取り扱い施設の経営への配慮が必要と考える。
- 具体的には、①早期に入金されること、②事務手続きが簡素化されることを望む。